最終更新日：2020年4月1日
清和中央ホールディングス株式会社
代表取締役社長　阪上　正章
問合せ先：総務部　06-6581-2141
証券コード：7531
http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、企業価値を継続的に向上させるため、株主、取引先はじめ全てのステークホルダーから信頼される企業の実現を目指して、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけており、その充実に向けて、コンプライアンスと内部監査体制を強化し、企業活動の透明性の向上、意思決定の迅速化、監督機能の充実に取組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社　ワイエムピー	558,000	14.25
エスケー興産　株式会社	495,800	12.66
阪上　正章	441,080	11.26
阪上　恵昭	282,000	7.20
大和製罐　株式会社	223,500	5.71
阪上　寿美子	218,600	5.58
山口興産　株式会社	185,600	4.74
東洋商事　株式会社	149,500	3.82
エムエム建材　株式会社	130,000	3.32
加藤　匡子	115,700	2.95

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
草野　征夫	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
草野　征夫	○	―――	金融機関を中心に経営者として豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しており、更には十分な独立性を備えておられ、当社事業への理解を深めつつ、客観的かつ有益な助言・提言などをいただける人材と判断しております。 また当社と特別の利害関係はなく、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬等諮問会議	4	0	2	1	0	1	社外取締役

補足説明 更新

任意の諮問機関である「報酬等諮問会議」では、株主総会で決議された取締役報酬額の範囲内で、各取締役の報酬について審議答申しております。社外取締役1名が座長を務め、社外監査役1名および社内取締役2名の計4名で構成しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人から監査計画説明を受け、四半期決算及び期末決算毎に四半期レビュー結果報告と期末監査結果報告を受け、意見交換を行っており、また内部監査室長とも情報交換・意見交換等の連携を図り、監査の実効性と効率性を図っております。
　内部監査室は、会計監査人が実施しているたな卸監査への立会い等のほか、監査結果やその他の情報について、会計監査人と意見交換、打合せ等を適時適切に行うことを通じて共有化し、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上山　公	他の会社の出身者													
岸　保典	他の会社の出身者	▲									△			
小西　弘之	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上山　公	○	―――	鉄鋼業界における長年の経験を有し鉄鋼業界および当社事業内容に精通するとともに、財務等に関する豊富な知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言等を行い、社外監査役の役割を果たせると判断しております。また当社と特別の利害関係はなく、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
岸　保典		実父が当社取締役を平成9年3月に退任しております。 また本人が当社グループの取引先であるメタルワングループを平成23年9月に退社しております。	鉄鋼業界における豊かな経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する監視や適切な助言等を行っていただく事で期待する社外監査役の役割を果たせると判断しております。
小西　弘之		―――	長年にわたり税務に関わる職務を行うことを通じて培ってこられた豊富な経験と見識を活かし、職務を適切に遂行いただく事で期待する社外監査役の役割を果たせると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

特段のインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役および監査役の報酬等の額
取締役 (うち社外取締役分)　支給人員：4名 (1名)　支給額：70,530千円 (3,950千円)
監査役 (うち社外監査役分)　支給人員：3名 (3名)　支給額：5,280千円 (5,280千円)
合計 (うち社外役員分)　支給人員：7名 (4名)　支給額：75,810千円 (9,230千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された取締役報酬額の範囲内で、独立社外取締役が座長を務める任意の諮問機関である報酬等諮問会議において、取締役の報酬の決定方針及び報酬水準について審議し、その審議結果を基に、代表取締役社長が報酬額を決定し、その内容を

取締役会に報告する体制を構築することで、透明性及び客観性を確保しております。
当社の役員の報酬等の限度額に関する株主総会の決議内容は以下のとおりであります。
取締役の報酬限度額は、年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と定められております。
また、監査役の報酬限度額は、年額15百万円以内とし、監査業務の分担状況等を勘案し、監査役会で協議の上、決定しております。
当社の取締役の報酬体系は、①役位・職責等に基づく「固定報酬」、②役位に基づく「退職慰労金」で構成されております。「固定報酬」は、役位・職責等を勘案し設定され毎月支給するものであり、その報酬水準については、報酬等諮問会議において、他の上場会社などと比較・分析を行うことで、客観性を確保しております。「退職慰労金」は、役位別に定めた「役員退職慰労金支給規程」に基づき、計上されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて総務部、経理部及び内部監査室がサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

元代表取締役社長等である相談役・顧問等は、選任しておりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．取締役会
当社の取締役会は5名の取締役で構成されており、うち1名は社外取締役であります。取締役会は毎月開催の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催しており、十分な議論の上に的確かつ迅速に意思決定を行っております。また、取締役会では法令で定められた事項や経営に関する重要案件を決定すると共に、業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。

2．監査役会
監査役会は3名の社外監査役で構成されており、うち1名が常勤監査役であります。監査役の活動は、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従い、取締役会に出席して取締役の職務執行並びにガバナンスの実施状況を監視しております。また代表取締役及び各取締役との意見交換会、事業会社の往査を行い、決裁書類その他重要な書類の閲覧・監視等、独立した各々立場から情報の収集・提供を行っております。

3．報酬等諮問会議
当社は取締役の報酬等に係る取締役会の独立性・経営の透明性の客観性を高める目的で、任意の諮問機関である「報酬等諮問会議」を設置しています。この会議では、株主総会で決議された取締役報酬額の範囲内で、取締役の報酬方針および報酬水準につき審議し、取締役会に答申しております。報酬等諮問会議は、委員4名で構成され、うち社外取締役1名、社外監査役1名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役1名と社外監査役のうち1名は、独立役員として指定しており、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会や部門長会議にも出席し、経営監視の実効性を高めています。このように社外取締役及び社外監査役が独立・公正な立場で、経営陣の職務執行状況を監視・監督するため、現状の体制としております。
なお、会社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、資本的な関係または取引その他の利害関係はありません。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年3月27日に開催した定時株主総会の招集通知は、2020年3月5日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、代表者自身による説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信及びその他開示情報等を当社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社員倫理規程を制定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役会において決議した内部統制システム構築の基本方針は次のとおりであります。
取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社および子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および使用人は、社会の構成員として、「社員倫理規程」に基づき、社会規範・倫理観をもって行動し、法令を遵守するとともに経営の効率性を高めて、会社の永遠の発展に貢献する。取締役は、忠実に業務を執行し、「内部通報規程」の設置等コンプライアンス体制の整備・強化に努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
⑴ 取締役の職務の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類については、法令および「文書管理規程」等により適切に作成・保存し、情報漏洩を防止する。
⑵ 個人情報および個人データに関しては、「個人情報保護規程」の遵守を徹底する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 当社グループ全体的なリスク管理の精度を上げるため、当社グループの取締役および事業子会社取締役・執行役員等で構成される「リスク管理委員会」を設置し「リスク管理規程」に基づき、適切な対応を適時検討する。
⑵ 当社グループ各部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行う。
⑶ 当社グループ各部門の長は、想定されるリスクを洗い直し、対応策の検討や教育を行うための管理体制を整備する。
⑷ 不測の事態発生の場合は、代表取締役社長の指揮下、迅速に損害を抑制する横断的な体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定のスピードアップを図るとともに、法令に定められた事項や当社グループの経営に関する重要事項については、慎重に意思決定を行う。
⑵ 当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、担当部門ごとの業績目標を明確化し、責任を明らかにする。

5．当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 子会社の経営については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に協議し、経営成績、財務状況等については定期的に当社取締役会に報告を行う。
⑵ 子会社は、当社との連携・情報の共有化を行いながら、規模、事業の特性等を踏まえて、当社と連携し、内部統制システムを整備することを基本とする。
⑶ 子会社の管理状況および業務執行状況に対し、内部監査室長は当社グループの監査役と連携し、定期的に監査を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、必要に応じて監査役スタッフを設置する。監査役スタッフを設置した場合は、その指揮・命令等は監査役の下にあり、独立性を確保する。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑴ 当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したときは、監査役または内部監査室長に報告する。また、当該報告に関して不利な取扱いを禁止すると共に、内部通報窓口を設け、その旨を周知する。
⑵ 内部監査室長は、監査役と協議の上、定期的または不定期的に内部監査した部門のリスク管理体制について報告する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役は、会計監査人、内部監査室長等と緊密な連携および情報交換を行い、相互補完、相互牽制を図りながら監査の実効性を高める。
⑵ 監査役は、必要に応じて代表取締役社長と意見を交換する。
⑶ 監査役が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家を任用する為の費用の支出等当該職務の執行について生ずる費用を求める場合、当社は職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から接触を受けた場合、不当要求は一切受けず、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨む。
2．当社は、企業防衛を目的とした外部団体に所属し、反社会的勢力に関する防衛指導を受けるとともに情報交換および情報の共有化を図る。また、対応統括部署は総務部とし、警察当局、顧問弁護士等との連携を図りながら、必要に応じて関連部署と協議のうえ対応する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当ありません。

コーポレート・ガバナンス体制図

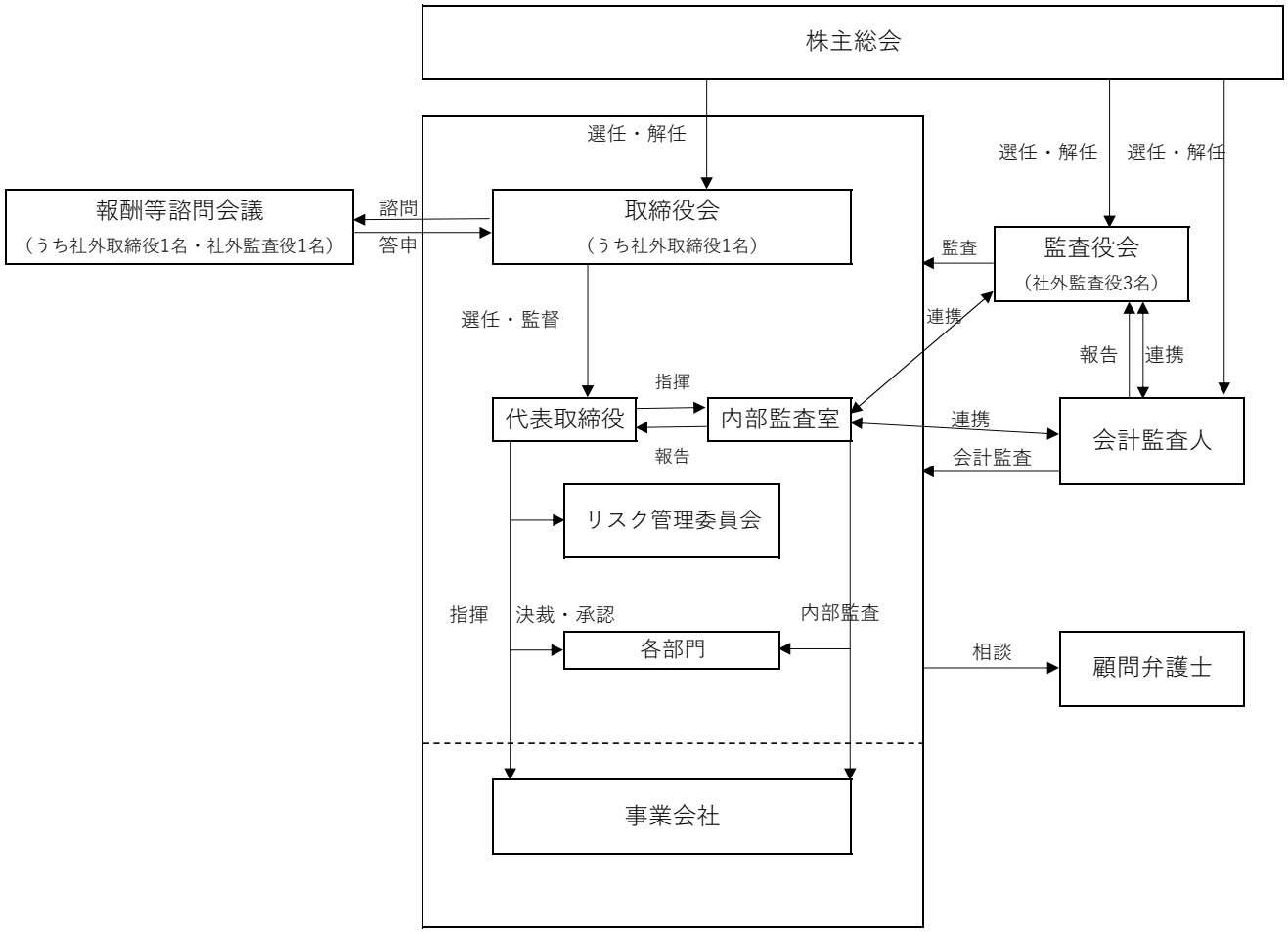

適時開示体制図

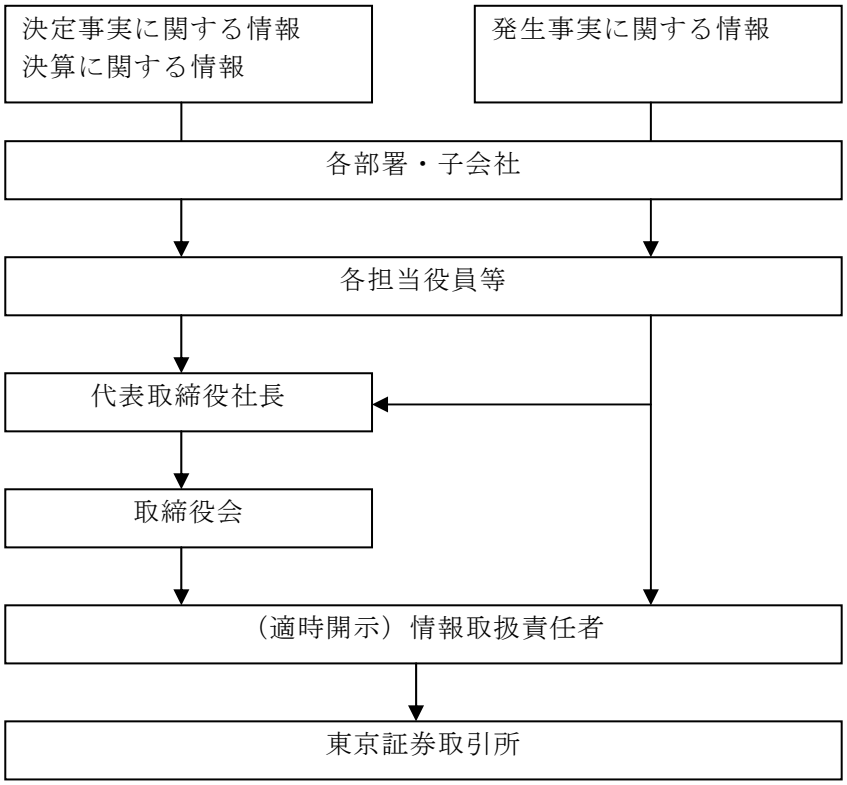
決定事実に関する情報
決算に関する情報
発生事実に関する情報
各部署・子会社
各担当役員等
代表取締役社長
取締役会
（適時開示）情報取扱責任者
東京証券取引所